

金融仲介機能の発揮の成果

(1) 取引先企業の経営改善や成長力の強化

《当金庫がメイン金融機関として取引を行っている企業のうち、経営指標等の改善が見られた先数及び同先に対する融資額の推移》

	5/3末		5/3末	4/3末	3/3末
メイン先数	461先	経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	80億円	77億円	66億円
メイン先の融資残高	146億円				
経営指標等が改善した先数	169先				

※先数は単体ベース。 ※経営指標は売上高増加率、就業者数を採用しております。

(2) 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

《当金庫が貸出条件の変更を行った先の経営改善計画の進捗状況》

(5/3末)	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	51先	4先	17先	30先

※進捗を計測している指標：売上高、キャッシュフロー
※・好調先：120%超 ・順調先：80%～120% ・不調先：80%未満 ・経営改善計画のない企業は不調先に区分しております。

《当金庫が関与した創業、第二創業の件数》

	5/3月期
創業件数	3先

《ライフステージ別の与信先数、及び、融資額》

(5/3末)	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	635先	31先	28先	505先	40先	31先
ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高	184億円	17億円	23億円	127億円	8億円	7億円

※対象：法人、個人事業主（当金庫が決算データを5期保有していない先（除く創業先）は含まれておりません。）

※ライフステージの区分

・創業期：創業、第二創業から5年まで ・成長期：売上高平均で直近2期が過去5期の120%超 ・安定期：売上高平均で直近2期が過去5期の120%～80%
・低迷期：売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満 ・再生期：貸付条件の変更または延滞がある期間

(3) 地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション

《当金庫がメイン金融機関として取引を行っている企業の割合》

	5/3月期
メイン取引（融資残高1位）先数	461先
全取引先数に占める割合	72.6%

金融仲介機能の発揮に向けた各種取組みの進捗状況

(1) 事業性評価に基づく融資等、担保保証に過度に依存しない融資

《地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先数、及び、無担保融資額の割合 5/3末》

地元中小企業と信先数	地元中小企業向け融資残高	無担保融資先数	無担保融資残高	無担保融資先数割合	無担保融資残高割合
①	②	③	④	③/①	④/②
635先	18,449百万円	435先	7,756百万円	68.50%	42.04%

《地元の中小企業と信先のうち、根抵当権を設定していない与信先の割合 5/3末》

地元中小と信先数	根抵当権未設定先数	根抵当権未設定先数割合
①	②	②/①
635先	464先	73.07%

《経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、地元の中小企業と信先に占める割合 5/3末》

地元中小と信先数	ガイドライン活用先数	ガイドライン活用先数割合
①	②	②/①
635先	48先	7.56%

《地元の中小企業と信先数のうち、無保証のメイン取引先数の割合 5/3末》

地元中小企業と信先数	無保証メイン先数	無保証メイン先数割合
①	②	②/①
635先	31先	4.88%

《中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合及び100%保証付き融資額 5/3末》

中小企業向け融資残高	保証協会付融資残高	100%保証付融資残高	保証協会付融資残高割合	100%保証融資残高割合
①	②	③	②/①	③/①
18,449百万円	2,971百万円	2,053百万円	16.10%	11.13%

《地元の中小企業と信先のうち、事業性評価に基づく与信先の割合 5/3末》

地元中小企業と信先数	地元中小企業向け融資残高	事業性評価融資先数	事業性評価融資残高	事業性評価融資先数割合	事業性評価融資残高割合
①	②	③	④	③/①	④/②
635先	18,449百万円	169先	5,158百万円	26.61%	27.96%

(2) 本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

《本業（企業価値の向上）支援先数、ソリューション提案先数、メイン取引先のうち経営改善提案を行っている先数 令和4年度計》
《販路開拓支援先数 令和4年度計》

岡山県内における販路開拓支援	岡山県外での販路開拓支援
14先	14先

トピックス

「備北信用金庫杯学童軟式野球大会」の開催

高梁地区から4チーム、新見地区から4チーム、東備地区から7チーム、井笠地区から1チーム 合計16チームが参加し、第2回目の軟式野球大会が開催されました。2日間にわたり熱戦を繰り広げました。



備中たかはし松山おどり「うちわ」の贈呈

金庫では毎年「備中たかはし松山踊り」の開催にあわせて「うちわ」を作成しています。デザインをされた高梁城南高校の生徒さんに感謝状を贈りました。



「理事長杯ゴルフ大会」の開催

備中高原北房カントリークラブで「第13回理事長杯ゴルフコンペ」を開催し多くの会員に参加いただきました。日頃の練習の成果を十分に発揮されました。



「しんきん合同ビジネス交流会」の開催

金庫では地元企業の販路拡大などに貢献できるように、岡山県下の信用金庫が合同で第17回のビジネス交流会を開催しました。
今年は460社の企業が参加されました。



店舗一覧表

本店 営業部 〒716-0037 高梁市正宗町1964番地の1 TEL.0866-22-2191 FAX.0866-22-0091

成羽支店 〒716-0111 高梁市成羽町下原963番地の2 TEL.0866-42-2644 FAX.0866-42-2646

下町支店 〒716-0022 高梁市下町23番地 TEL.0866-22-2376 FAX.0866-22-3797

賀陽支店 〒716-1122 加賀郡吉備中央町竹荘486番地の2 TEL.0866-54-1335 FAX.0866-54-1336

北房支店 〒716-1411 真庭市上水田2998番地の3 TEL.0866-52-3151 FAX.0866-52-3152

落合支店 〒716-0061 高梁市落合町阿部1282番地の3 TEL.0866-22-1500 FAX.0866-22-1526

新見営業部 〒718-0003 新見市高尾2482番地の1 TEL.0867-72-4411 FAX.0867-72-1895

中央支店 〒718-0011 新見市新見866番地の1 TEL.0867-72-2160 FAX.0867-72-7716

正田支店 〒718-0013 新見市正田257番地の11 TEL.0867-72-0724 FAX.0867-72-0471

大佐支店 〒719-3503 新見市大佐小阪部1501番地の2 TEL.0867-98-2878 FAX.0867-98-2877

本部 〒716-0037 高梁市正宗町1964番地の1 TEL.0866-22-2191 FAX.0866-22-7533

事務センター 〒716-0037 高梁市正宗町1967番地の7 TEL.0866-22-2192 FAX.0866-22-2791

豊かな明日へのおてつだい
備北信用金庫

登録金融機関 中国財務局長(登金)第43号

http://www.shinkin.co.jp/bihoku/

〒716-0037 岡山県高梁市正宗町1964-1 TEL.0866-22-2191 FAX.0866-22-7533

豊かな明日へのおてつだい
備北信用金庫

ごあいさつ

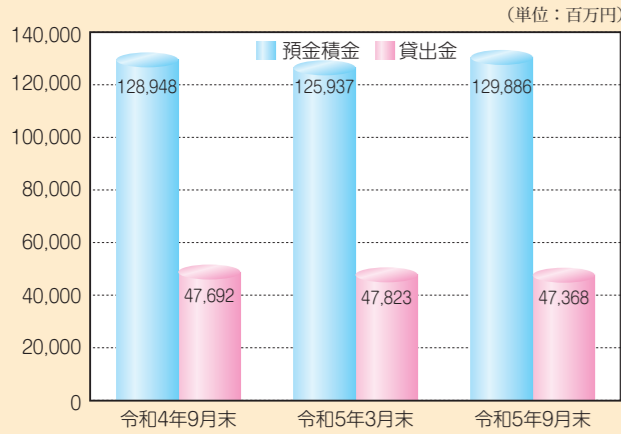
平素より備北信用金庫をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

この度、みなさまに備北信用金庫をよりご理解いただくために「2023年9月期 ディスクロージャー誌 BIHOKUSHINKIN BANK REPORT」を作成いたしましたのでご覧下さい。

備北信用金庫は、地域で一番最初に相談していただける金融機関を目指しております。今後もより一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 岡田 誠治

預金・貸出金の残高推移



預金は、退職金やボーナス預金の獲得に努めるとともに、年金受取口座の獲得にも注力し預金全体では39億49百万円が増加しました。内訳として個人の定期預金は相続などで伸び悩むものの公金預金の増加により伸長しました。

貸出金は住宅ローンの推進や事業者向け運転資金に注力しましたが、個人向け・法人向けとも微減となりました。一方金融機関・公金は増加しました。全体としては資金需要低迷の影響もあり4億55百万円減少しました。

有価証券の状況

その他有価証券で、時価のあるもの

種別	令和5年3月末残高				令和5年9月末残高			
	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他有価証券	18,706	▲154	429	583	19,332	▲318	377	696
株式	474	391	391	0	434	357	357	—
国内債券	14,470	▲428	37	466	15,642	▲554	20	575
外国証券	3,518	▲83	0	83	3,016	▲85	0	85
投資信託	242	▲33	0	33	240	▲35	—	35

満期保有目的の債券で時価のあるもの

種別	令和5年3月末残高				令和5年9月末残高			
	貸借対照表計上額	含み損益	うち益	うち損	貸借対照表計上額	含み損益	うち益	うち損
満期保有目的債券	13,913	▲331	227	559	13,648	▲664	152	816
国内債券	11,715	▲219	216	436	11,449	▲544	143	687
外国証券	2,198	▲111	10	122	2,198	▲120	8	128

金融再生法開示債権

債権種別	（単位：百万円）		
	令和4年9月末残高	令和5年3月末残高	令和5年9月末残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	236	355	396
危険債権	739	756	926
要管理債権	14	13	5
正常債権	46,967	46,964	46,327
合計	47,957	48,090	47,656

注1 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

注2 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

注3 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

注4 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

当金庫の自己資本比率について

項目	（単位：百万円）		
	令和4年9月期	令和5年3月期	令和5年9月期
パーゼルⅢ国内基準			
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	9,805	9,836	9,936
出資金・資本剰余の額	330	330	330
利益剰余金の額	9,412	9,429	9,512
外部流出予定の額(△)	—	9	—
引当金等合計の額	63	86	93
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	13	17	16
無形固定資産の額	13	3	3
自己資本の額〔(イ+ロ)〕(ハ)	9,792	9,818	9,920
信用リスクアセット合計の額(ニ)	56,086	55,517	55,780
オンバランス取引項目の額	55,875	55,315	55,581
オフバランス取引項目の額	211	202	198
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額(ホ)	2,349	2,306	2,306
リスク・アセット合計額〔(ニ+ホ)〕(ヘ)	58,436	57,824	58,086
自己資本比率〔(ハ)/(ヘ)〕	16.75%	16.97%	17.07%

【パーゼルⅢについて】

新BIS規制（パーゼルⅢ）とは、主要国の金融監督当局で構成するパーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した、銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制で、2008年～2009年の世界的な金融危機を教訓に新たな枠組み（規制強化策）が策定されました。当金庫では、平成25年3月8日、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」が改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、新BIS規制（パーゼルⅢ）に基づく国内基準で自己資本比率を算出しています。

自己資本の充実度に関する事項

項目	（単位：百万円）	
	令和5年9月期	所要自己資本額 ¹⁾
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	55,780	2,231
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ^{※2}	56,735	2,269
現金	—	—
ソプリン向け ^{※3}	519	20
金融機関・第一種金融商品取引業者向け	13,958	558
法人等向け	21,305	852
中小企業・個人向け	6,439	257
抵当権付住宅ローン	730	29
不動産取得等事業向け	3,879	155
3か月以上延滞等 ^{※4}	450	18
取立未済手形	2	0
信用保証協会の保証付	263	10
出資等	304	12
出資等のエクスポージャー	302	12
上記以外	8,880	355
他の金融機関の対象資本調達手段の内対象普通出資及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに該当するエクスポージャー	6,965	278
信用金庫連合会の対象普通出資等でコア資本に係る調整項目の額に算入されなかったエクスポージャー	521	20
特定項目のうち調整項目に算入されないエクスポージャー	505	20
②リスクウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	67	2
③他の金融機関の対象資本調達手段エクスポージャーでリスク・アセット額に算入されなかった額	△1,022	△40
ロ. オペレーショナル・リスク ^{※5}	2,306	92
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ) ^{※6}	58,086	2,323

※1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

※2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

※3. 「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソプリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。

※4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債権者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

※5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

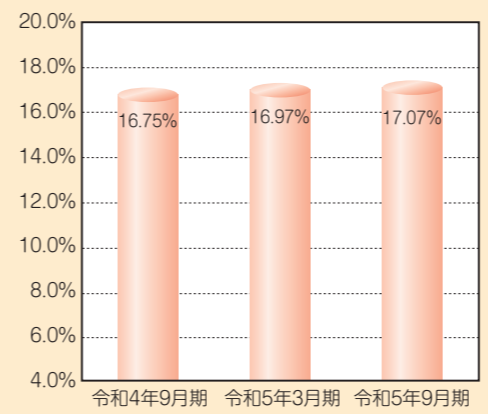
<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

※6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本比率 17.07%

我が国において、国内業務だけを行う金融機関の最低所要自己資本比率は4.0%（国内基準）であります。当金庫の自己資本比率17.07%は、この基準を大きく上回り、業界内でも上位に位置し、経営の健全性、安全性を十分保っていると評価しています。



一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の増減及び貸出金償却額

項目	（単位：百万円）			
	令和5年9月期		令和5年9月期	
	期首残高 (令和4年3月末)	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	86	92	—	92
個別貸倒引当金	483	566	—	566

※洗替えによる取崩額

項目	令和5年9月期
貸出金償却額	—

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法	（単位：百万円）	
	令和5年9月期	時価
ポートフォリオ	適格金融資産担保	保証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	497	4,281

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

出資等エクスポージャーに関する事項

項目	（単位：百万円）	
	令和5年9月期	時価
貸借対照表計上額 ^{※1}	153	504
上場株式	736	736
非上場株式等	—	—

※1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
(注) 投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは一括して上場株式に含めています。

金利リスクに関する事項

項番	内容	（単位：百万円）	
		△ EVE	△ NII
1	上方パラレルシフト	4,304	108
2	下方パラレルシフト	—	0
3	スティープ化	3,562	—
4	フラット化	—	—
5	短期金利上昇	274	—
6	短期金利低下	—	—
7	最大値	4,304	108
自己資本の額(令和5年3月期)		9,818	

△ EVE：金利ショック幅による経済的価値
(EVE：Economic Value of Equity) の減少額

△ NII：金利ショック幅による期間収益価値
(NII：Net Interest Income) の減少額

金利リスクに関する事項については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

備北信用金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資償行として浸透・定着していくために、以下の通り取り組みます。

◆ お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、お客様のガイドラインの要件(※)の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたうえで検討いたします。

(※) 主なガイドラインの要件
・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
・法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
・法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断しうる。
・法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
・経営者等から十分な物的担保の提供がある。

◆ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はおお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

◆ 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

◆ お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

◆ 事業継承時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

◆ 経営者保証の必要性の検討に当たっては、ガイドラインの要件を十分満たしていない場合であっても、形式的、硬直的に判断せず、お客様の事業性評価の内容を勘案するなど、経営者保証を求めない可能性を十分に検討いたします。

◆ お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。



当金庫は「吉備国際大学シャルム岡山高梁」のチーム支援強化資金として高梁市に30万円を寄贈しました。
(2023.7.19: 高梁市役所にて)